

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

SDGs 公民連携プラットフォーム及び公民連携相互提案制度の構築・運用事業

2 地域再生計画の作成主体の名称

愛知県岡崎市

3 地域再生計画の区域

愛知県岡崎市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

”【①公民連携の担い手創出】

本市では、2010年以降に開設した新しい事業所は約15%にとどまっており、2012年から2019年の期間においては、廃業率が開業率を上回っている。県内他都市と比べると、開業率、廃業率とも愛知県や名古屋市を下回っており、新規創業が少なく、事業所の新陳代謝が活性化していないという課題がある。

2020年から新型コロナウイルス感染症の感染拡大により本市の経済活動は大きな影響を受けており、2020年の岡崎商工会議所の調査では、70%以上の市内企業でマイナスの影響が出たとされている。現時点では完全な収束に至っておらず、経済復興はもとより「新たな生活様式」に対応した事業転換を速やかに進めるとともに、景気の影響を受けにくい産業を育成していくことが必要である。また、技術革新の担い手となる人材育成を産業政策の最も重要な柱のひとつとして戦略的に育成し、供給していくことが求められている。今後は業種の枠組みを超えて産業振興を一体的に推進するとともに、産業と雇用の両面から担い手の創出・育成を図ることが必要である。

(2021年岡崎市産業労働計画)

また、2019年に民間事業者向けに実施したアンケートでは、30%を超える民間事業者が新規ビジネスに対する関心を示しており、2020年に実施した市民アンケートでは、20代において46.1%が起業に対する関心を示している。(2021年岡崎市産業労働計画) また、2022年のSDGs公民連携プラットフォーム構築に向けた民間事業者へのヒアリングでは、公共領域における新たな事業展開を行いたいという声があった。

このような状況を解決するため、公共領域（サービス）の最適化を行うことで民間事業者の新たな市場機会を創出し、公民連携による多様なプロジェクトによる「新しい仕事」「魅力ある人材」の創造支援に取り組むことが必要である。

また、従来の取組では、公民連携の担い手創出のためのセミナー等による情報発信・普及啓発や、提案を行う実践の場が不足しているため、情報発信・普及啓発の実施や、提案を実現するための制度を構築し、実践を通じた公民連携の担い手創出を行う必要がある。

【②分野横断的な課題解決に向けた仕組みづくり】

本市は、2006年の額田郡額田町との合併により人口規模、面積が増大し、これに伴い地域課題や行政に求められる市民ニーズが多様化、複雑化している。

また、2020年から本市の人口は減少傾向にあり、2022年4月1日現在の年少人口は53,421人で、前年より869人減少し、全人口に占める割合は13.88%に、生産年齢人口が239,136人で、前年より962人減少し、全人口に占める割合は62.11%になっており、少子高齢化が急速に進んでいる。

(岡崎市の人口「令和4年版」)少子高齢化による影響は多岐にわたっており、中山間地域では地域のコミュニティの弱体化、中心市街地では商業の担い手不足の深刻化など、地域によって異なる課題を有している。

一方で、本市では、これまで民間委託、事業連携協定、各事業におけるプラットフォームの構築等、課題解決に向けた取組を行っているが、特定の分野における取組にとどまっており、このような多様化、複雑化した課題の対応ができていない。

また、2007年4月に「地方分権改革推進法」が施行され、基本理念に基づき、本市では、これまで行財政の効果的かつ合理的運営、市民サービスの向上を図るため、行財政改革大綱を策定し、事務事業の見直しなどに取り組むとともに、利便性の高い市民サービスの向上にも積極的に取り組んできたが、一方で、本市の財政状況は、社会保障関係経費は増加傾向にあり、また南海トラフ巨大地震等の災害に対する備えや、少子高齢化と人口減少社会への対応、今後老朽化を迎える公共施設の維持・管理など、多くの課題を抱えている。今後も厳しい財政状況が見込まれる中で効率的な行政運営が課題となっており、現在の公共領域(サービス)を見直し、分野横断的な課題解決を通じた公共領域(サービス)の最適化が必要である。(2021年岡崎市行財政改革大綱)そこで、特定の分野における解決手法だけでなく、公民で連携して地域課題の解決に分野横断的に取り組むプラットフォームを構築し、それを事業として実現していくための仕組みづくりが必要である。

【③公民連携に取り組む公民及び民間事業者同士の交流の場づくり】

従来の本市の産業政策は、工業振興、商業振興、雇用対策の3つの分野について個別に検討されてきたが、一つの業種にとどまらない民間事業者が増えており、新たな産業構造改革の受け皿となる産業は、商業や工業といった分類によることなく、業種を超えて育まれるものと想定される。

(2021年岡崎市産業労働計画)

現状、公民連携事業への意欲がある民間事業者は、単独で相談に訪れクローズな場での公民対話が主となっている。そのため、類似の事業提案に対し、各事業者ごとに対応しなければならず、情報共有が非効率的かつ円滑に進まないという問題が生じている。2021年に民間事業者を対象に実施したプラットフォーム構築に関するアンケート調査では、プラットフォームにおける情報交換について、73.3%が「市の発信する情報に対する他の参加者(民間事業者)の意見を聞きたい」と回答している。また、隣接する豊田市のSIB手法による介護予防の事業では、40以上の事業者(2023年3月末時点)が参加し、同一の課題解決のために連携を行っている。

一方で、2019年に民間事業者を対象に実施したアンケートでは、70.4%が「他事業者や研究機関等と連携ができていない」、22.0%が「連携先が見つからない・拠点がない」ことを課題として回答している。(2021年岡崎市産業労働計画)

多様化、複雑化した地域課題を解決するための公共領域(サービス)における新たなビジネス等の可能性や方向性を模索するには、民間事業者同士のコンソーシアムが求められており、コンソーシアムの組成により事業規模拡大、情報共有の円滑化及び効率的な課題解決が期待される。これらのことから多様化、複雑化した地域課題の解決には、公民連携だけでなく民間事業者同士の連携も不可欠であり、行政と民間事業者が直接対話できるプラットフォームが必要である。”

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

本市は、愛知県中央部に位置し、市域の北から南に矢作川が、東から西に乙川が流れており、その水源である森林が市域の約6割を占め、豊かな水環境と自然環境に恵まれている。また、交通においてもJR東海道本線、名鉄名古屋本線及び愛知環状鉄道の鉄道網や、東名高速道路、新東名高速道路、国道1号、国道248号、国道473号の幹線道路網により広域的な利便性に優れている。一方で、少子高齢化による地域のコミュニティの担い手不足、マイカー依存による幹線道路の交通渋滞及び環境負荷増大、経済・商業機能の郊外への分散による中心市街地の空洞化等、地域における課題は多岐にわたっている。

こうした多様化する地域課題に対し、従来通りの行政のみの取組ではきめ細かな対応ができない状況となっており、公共サービスの質を向上し、市民の信頼を得ていくためには、民間事業者と共に最適な公共サービスを提供し、地域の価値や市民満足度の最大化を図る「公民連携」が求められている。

本市では、2021年3月に策定した第7次岡崎市総合計画において、公民連携による成長戦略の推進を基本指針に掲げ、市場性が見込まれる行政サービス領域について、民間の経済活動と行政が相互に補完し合うことを目指す取組をきっかけに、更なる市場機会の創出や地域経済の活性化を図るとともに、暮らしを楽しむまちとして市民や民間事業者に選ばれる都市の実現を目指している。また、2019年2月には「岡崎市公民連携取組方針」を策定、2020年7月には「SDGs未来都市計画」（「SDGs未来都市」として内閣府より認定）を策定し、PFI（公共施設）、PPP（公有地活用）等のハード整備による公民連携事例を積み上げている。

本事業ではハード整備のみでは解決できない多様化、複雑化した地域課題の解決に向けて、課題の共有や理解を深める機会の創出により公民連携の担い手を作り、公民連携による分野横断的なソフト事業を促進することで、まちづくり、ひとづくり、しごとづくりの好循環を更に加速させる。そのために、公民対話の場を作ることで対等な関係づくりを行い、民間事業者同士の交流の場を設けることで行政課題への提案が出やすくなる環境を作る。そのうえで岡崎市公民連携取組方針として掲げる公民連携活用推進の基本原則である公共領域（サービス）の最適化による効率的な行政運営を推進するとともに、公民連携事業を実現する制度を構築し、これまで行政や民間事業者が市場として認識していない、あるいは活用されていない公共領域（サービス）を魅力ある新たな市場として生まれ変わらせることで、地域や経済の活性化や公共サービスの質を向上し、市民や民間事業者に選ばれる都市の実現を目指す。

【数値目標】

K P I ①	SDGs 公民連携プラットフォームの参加者数						単位	者
	事業開始前 (現時点)	2023年度 増加分 (1年目)	2024年度 増加分 (2年目)	2025年度 増加分 (3年目)	2026年度 増加分 (4年目)	2027年度 増加分 (5年目)	K P I 増加分 の累計	
K P I ②	公民連携相互提案制度の参加者数						単位	者
K P I ③	公民連携相互提案制度のフリー型で提案された事業の件数						単位	件
K P I ④	公民連携相互提案制度による新規事業の創出件数						単位	件
K P I ①	0.00	10.00	10.00	15.00	-	-	35.00	
K P I ②	0.00	2.00	2.00	2.00	-	-	6.00	
K P I ③	0.00	0.00	1.00	1.00	-	-	2.00	

K P I ④	0.00	1.00	1.00	1.00	-	-	3.00
---------	------	------	------	------	---	---	------

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進タイプ（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

SDGs 公民連携プラットフォーム及び公民連携相互提案制度の構築・運用事業

③ 事業の内容

【SDGs公民連携プラットフォーム構築】

2022年度に構築するMICEの推進を前提とした「SDGs公民連携プラットフォーム」をまち・ひと・しごとづくりの全分野を対象としたプラットフォームに拡充し、「普及啓発・人材育成機能」「情報発信・公民対話機能」「異業種間の交流機能」を有する公民連携を推進する対話の場として構築する。

○地域課題に対する市場ニーズの調査

SDGs公民連携プラットフォームにおいて解決すべき地域課題を洗い出し、課題の深掘りや関連データの整理、提案が想定されるビジネス・業界に関する動向やトレンドの把握などを行う。

○ファシリテーションによる対話の促進

専門的な知見を有するファシリテーターが、行政と民間事業者の両側の視点で地域課題に関する調査を行い、地域課題の背景、市場ニーズ等の具体的な情報をSDGs公民連携プラットフォームの参加者に共有し、新たな市場機会の具体化に向けた検討を行う。

多様化、複雑化した地域課題に対応するため、専門的な知見を持つファシリテーターが、解決すべき課題の提案段階から事業の実証段階までを通して、行政と民間事業者あるいは民間事業者間の連携、調整を行う。

○プラットフォーム運営の担い手構築

プラットフォーム運営の担い手となる金融機関が、持続的に運営をできるよう、定期的な公民対話の場づくり（サウンディングやセミナー）を行い、行政及び民間事業者との最適な対話手法を検討し、効率的な運営手法を構築する。

【公民連携相互提案制度構築】

公民連携プラットフォームの出口戦略として、公民対話で創出される地域課題の解決方針について、民間事業者から公民連携事業の提案を公募により受け付け、具体的な公民連携事業として実現するため、公民連携相互提案制度を構築する。

○民間事業者の提案の実践の場づくり

デジタルの力を活用しながら地域間連携を推進するとともに、デジタル実装を本格的に進めていくため、デジタル分野等のテーマ型による事業提案の募集から始め、将来的にフリー型での事業提案の募集を行うことで、提案制度の対象分野を拡大する。

○分野横断的な公民連携事業の検討

民間事業者から提案のあった採算性、市場性のある公民連携事業について、関係機関及び関連する民間事業者と対話を行うことで、他分野への事業展開・事業拡大の可能性を検討する。

【公民連携制度及び公民連携事業の情報発信・普及啓発】

SDGs公民連携プラットフォーム及び公民連携相互提案制度の情報発信・普及啓発を行うことで、新たな公民連携の担い手を確保する。また、公民連携事業の提案事例を紹介することで、公民連携の担い手の育成を図る。

○SDGs公民連携プラットフォームの情報発信・普及啓発

地域に根差す金融機関のネットワークにより、より多くの民間事業者の参加を図るとともに、既存の分野別のプラットフォーム、セミナーでの情報発信、及び行政と民間事業者をマッチングするWEBサイトを活用した情報発信を行い、公民連携の普及啓発に努める。

○公民連携事業の提案事例紹介による担い手の育成

公民連携相互提案制度での提案事例をSDGs公民連携プラットフォームやセミナー等において情報提供する。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

SDGs公民連携プラットフォームは、金融機関による自立的な運営を目標にしている。金融機関をSDGs公民連携プラットフォームの初動期から積極的に運営に参加させることで、コーディネートを底上げし、教育機能を付帯させる。

運営スキーム構築段階の1、2年目は、事業者負担をなしにして、プラットフォームに参加しやすい環境づくりを行う。運営を金融機関に移行する3年目から、参加する民間事業者に運営費の一部を負担させることとし、公民連携事業の実績を積み上げることで、参加する民間事業者を増やし、自主財源の確保を進める。

また、公共サービスの民間活力導入により、公共サービスに対する本市の支出を減少させる。

【官民協働】

行政は、SDGs公民連携プラットフォームで地域課題に関する情報発信を行い、課題解決に向けて民間事業者との対話を通じて市場性の調査を行うとともに、公民連携事業を構築し、公共領域（サービス）の適正化を図る。民間事業者は、公民連携事業を通して地域の課題解決を図ることで、公共サービスの質の向上や地域経済の活性化に寄与する。また、公民相互の情報発信・対話及び民間事業者の公民連携事業の事業構築プロセスの実践により、公民双方の公民連携の担い手を育成し、持続的な公共サービスの質の向上を図る。

【地域間連携】

共通する地域課題について近隣自治体とともにSDGs公民連携プラットフォームで取り組むことで、広域連携事業を創出し、本市のみでは解決できない広域的な課題解決を図る。また、他地域の公民連携取組事例の情報共有、意見交換などを通じて、効果的・効率的な事業の展開を図る。

【政策間連携】

本事業では、取り扱う分野を限定せず、分野横断的に地域課題の解決を図ることで、幅広い分野での公共サービスの質の向上につなげる。本事業以外で連携のある民間事業者に対して、公民連携制度に関する情報発信やサウンディング等を行うことで、公民連携の担い手の拡充を図る。また、空き家施策等の個別施策と連携して、新たな市場機会を提供し、担い手の創出や新規事業を構築することで、公共サービスの質の向上や地域や経済の活性化につなげ、選ばれる都市の実現を図る。

【デジタル社会の形成への寄与】

取組①

少子高齢化や人口減少の局面を迎え、地域のコミュニティの担い手不足の深刻化が予想される中、より効率的な事業構築・実施を図るため、デジタル技術を活用した公共サービスを提供する。本市は、国土交通省からスマートシティ先行モデルプロジェクトに選定されており、本事業においても先進的技術やデータ利活用の便利さを感じられるよう、デジタル分野の課題解決やデジタル技術を活用した分野横断的な課題解決に取り組む。

理由①

デジタル分野の課題解決やデジタル技術を活用した分野横断的な課題解決など、デジタル化への直接的な効果だけでなく、プラットフォームの交流機能等により、デジタル技術を持つ企業とその他企業の交流が図られるなど、ポテンシャルの高い人材の育成が期待される。

取組②

該当なし。

理由②

取組③

該当なし。

理由③

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証時期】

毎年度 9 月

【検証方法】

岡崎市総合政策指針審議会において、設定したKPIの達成状況を検証するとともに、達成度に応じた改善策や推進策を検討し、さらなる深化に向けての事業の見直しを行う。指摘事項に関しては、適宜事業運営にフィードバックを行い修正を行っていく。

【外部組織の参画者】

【産】岡崎商工会議所会頭、あいち三河農協組合長

【学】教育委員

【金】岡崎信用金庫部長

【労】連合愛知三河中地域協議会副代表

【有識者】大学教授ほか

【住民】総代会連絡協議会長

【その他】岡崎市医師会長

【検証結果の公表の方法】

事業実施に伴う検証結果については、市のホームページなどにおいて事業成果を公表することとする。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 16,612 千円

⑧ 事業実施期間

2023年4月1日から 2026 年 3 月 31 日 まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 産官学連携プロジェクト研究事業

ア 事業概要

地元企業、行政、大学などが連携してディスカッションを行える場を提供し、各自が地域の課題を解決するための新規事業を構想・立案するための支援を行うことで、人材育成、公民連携及び地方創生の推進を図る。

イ 事業実施主体

地元企業、岡崎市、大学

ウ 事業実施期間

2023年4月1日から2024年3月31日まで

(2) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

(3) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2026年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、5-2の⑥の【検証時期】に7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。